

# NAWABARI BPO サービス

## 利用規約

(2026年4月版・委託契約統合版)

株式会社 Lucci

## はじめに

本規約は、株式会社 Lucci(以下「甲」)が提供する NAWABARI BPO サービスの利用条件を定めるものである。事務所等の事業者(以下「乙」)が所属タレント等(以下「対象者」)のために本サービスを利用する形態を前提とし、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」)および個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」)に適合した運用とするため、対象者の本人確認・同意取得・情報共有に関する条項を組み込んでいる。

本規約第 20 条ないし第 26 条は、乙が犯収法上の特定事業者として対象者に対して負う取引時確認義務および個情法上の同意取得義務について、乙が甲に業務を委託することに関する合意(以下「本委託契約」)を構成する。乙が本規約に同意して本サービスの申込みを行った時点で、甲乙間に本委託契約が成立するものとする。

ご利用前に必ず本規約をご確認ください。

## 料金体系

- 初期費用:0 円
- 基本料金:11,000 円(税込)/月
- 荷物受取手数料:110 円/個(税込)
- 荷物転送手数料:110 円/個(税込)
- 同梱手数料:110 円/個(税込)
- 同梱時の梱包材:330 円/個(税込)
- 開封・中身の画像化/PDF化手数料:110 円/個(税込) ※1 通につき 5 枚まで。6 枚目からは 10 円/枚
- 転送時の送料:実費
- 対象者本人確認代行業務:基本料金に含む(別途料金なし)
- 支払方法:月払いまたは年一括払い
- 決済手段:PayPal または 後払い.com

## 第1条(趣旨)

1. 本規約は、株式会社 Lucci(以下「甲」という)が提供する NAWABARI BPO サービスを申込み、入会した事業者(以下「乙」という)に対して行う、住所表記・郵便物および宅配物の受取・転送、電話用件転送、対象者の本人確認(取引時確認)代行業務、その他 BPO に付随するサービス(以下「本サービス」という)についての規約である。
2. 本サービスは甲が提供する固有のサービスであり、本規約に基づいた契約を交わした乙に対して、契約期間中のみ提供するものである。
3. 乙は、本サービスを所属タレント・契約タレント・所属アーティスト等(以下「対象者」という)のために利用することができる。対象者に関する本人確認・情報共有に関する規定は、第3条および第20条以下に定める。
4. 本規約は、民法第548条の4の規定に基づき、変更される場合がある。

## 第2条(用語の定義)

5. 本規約において用いる用語の意義は、次のとおりとする。
  - (a) 「本サービス」とは、第1条第1項に定める各サービスをいう。
  - (b) 「対象者」とは、乙に所属し、または乙と契約関係にあるタレント・アーティスト・配信者・その他の個人で、乙が本サービスの利用主体として登録した者をいう。
  - (c) 「取引時確認」とは、犯収法第4条に定める本人確認手続をいう。
  - (d) 「確認記録」とは、犯収法第6条に基づき作成・保存される記録をいう。
  - (e) 「本人確認代行業務」とは、第20条以下に定める、乙が犯収法上負う取引時確認業務を甲が乙から受託して実施する業務をいう。
  - (f) 「本委託契約」とは、第20条ないし第26条に定める、乙が甲に対して取引時確認業務および同意取得業務を委託することに関する合意をいう。
  - (g) 「BPO フォーム」とは、甲が運営する対象者本人確認・同意取得用の電子フォームをいう。

## 第3条(本サービスの構成)

6. 本サービスは、以下の要素を含む。
  - (a) 乙に対する住所・電話番号の提供、郵便物受取・転送等の運營業務
  - (b) 乙が犯収法上の特定事業者として対象者に対して負う取引時確認義務の代行(犯収法第4条第5項に基づく委託)
  - (c) 対象者から個人情報取扱いに関する同意を取得する代行業務(個人情報法第27条第5項第1号に基づく委託)
  - (d) 対象者の確認記録および同意記録の作成・保存・乙への共有
7. 前項第2号から第4号までの業務(本人確認代行業務)に関する甲乙間の権利義務は、第20条以下に定める。

## 第4条(利用料金・決済)

8. 乙は、料金体系に表記されている各サービス内容の対価として、甲の定める料金(税抜表記、支払時に消費税加算)を、甲の指定する支払方法にて支払うものとする。

9. 本人確認代行業務の対価は、本サービスの基本料金に含まれており、乙は対象者数にかかわらず別途の料金を支払う必要はない。ただし、甲は乙の合理的な範囲を超える数の対象者に関する本人確認代行業務を要求された場合、協議のうえ追加料金を請求できる。
10. お支払い方法は「PayPal」または「後払い.com」とする。
11. 乙は、申込および支払完了後のキャンセル・返金は、理由の如何を問わず一切行えないことを承諾するものとする。サービス開始後の返金も同様とする。
12. 契約者都合の返金が発生する場合、振込手数料、または PayPal・後払い.com 等の返金にかかわる各種手数料を差し引いた金額を返金するものとする。
13. 決済日およびサイクルは、選択した支払方法により以下のとおり定める。
  - (a) PayPal 決済:初回支払日が毎月の決済日(起算日)となる。
  - (b) 後払い.com:毎月末日が決済日となる。20日締め翌月5日引落(休業日は翌営業日)。
14. PayPal 決済を選択し、引落不能等により再請求が発生する都度、乙は再請求手数料330円(税込)を甲に支払うものとする。
15. PayPal を選択した者で、当月中にお支払い確認が取れない場合は、自動的に「後払い.com」にて請求するものとする。
16. 「後払い.com」利用時の規定は以下のとおりとする。
  - (a) 決済手数料:352円(税込)を乙が負担する。
  - (b) 初回支払および口座登録完了までは、株式会社キャッチボールが発行する請求書にて支払うものとする(期限:発行から14日後)。
  - (c) 法人の場合は「口座振替依頼書にて郵送で登録」のみとする。
  - (d) 乙の個人情報および発注内容は、株式会社キャッチボールが行う与信および請求関連業務に必要な範囲で提供される。与信結果により利用できない場合は、他の決済方法へ変更しなければならない。
  - (e) 引落失敗や支払期限超過により再請求が発生する都度、後払い.com 所定の再発行手数料390円(税込)がかかるものとし、乙はこれを支払うものとする。

## 第5条(利用契約の成立)

17. 本契約は、申込者(乙)が本規約に同意のうえ、甲の指定する Web サイトより申し込み、犯収法に基づく乙自身の本人確認の流れを経て本サービス開始に至るものとする。乙が本規約に同意した時点で、第20条ないし第26条に定める本委託契約も同時に成立する。
  - (a) 乙は、本人確認提出資料(別途記載)を甲に送付する。
  - (b) 甲は、当該書類の到着後、審査を経て乙に対し利用料金、本人限定受取郵便の郵送代金について支払請求をする。乙が甲に対して利用料金および郵送代金の支払いを行った時点で、甲と乙の間で本契約が成立するものとする。
  - (c) 甲は支払いを確認後、乙の本人確認手続きを行う。eKYCを用いた場合、本人限定受取郵便の発送および本人確認番号の連絡フローは省略される。
  - (d) 書類郵送による本人確認の場合、乙に対して本人限定受取郵便物を発送する。乙は、当該書類上に記載されている本人確認番号を甲に連絡する。
  - (e) 法人申込において、代表者と担当者が同一であると甲が認めた場合、法人宛の転送不要郵便の発送を省略できるものとする。

- (f) 甲は本人確認番号を確認後、乙に対して「サービス開始のご案内」電子メールを送信する。当該メールが送信された時点で本サービスを開始するものとする。
  - (g) 本人確認が取れない場合は、確認が取れるまで本サービスは開始されないものとする。
18. 申込に関わる全ての書類は、契約の成立・不成立に関わらず本人へ返還することはないものとする。甲は個人情報法のガイドラインに沿って、責任をもって廃棄処分するものとする。
19. 申込日より本人確認資料送付、料金の決済が確認できない日数が7日以上経過した場合、申込を無効とする。

## 第6条(契約期間)

20. 契約期間は1年間(12ヶ月)とする。
21. 本契約は、契約期間満了の3ヶ月前までに乙から第9条に定める解約申請がない限り、同条件において自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
22. 本委託契約は、本契約と同一の契約期間を有するものとし、本契約の終了とともに終了する。ただし、第25条に定める契約終了後の義務はこの限りではない。

## 第7条(反社会的勢力の排除)

23. 乙は、自己、自己の役員、実質的に経営を支配する者、および乙のサービス利用者(対象者・エンドユーザー等)が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および反社会的勢力と不適切な関係を有していないことを表明し、保証する。
24. 乙は、対象者を本サービスに登録する前に、対象者が反社会的勢力に該当しないことを自ら確認する義務を負う。
25. 乙が前2項に違反した場合、甲は何ら催告なく直ちに本契約を解除できる。この場合、甲は乙に対し一切の損害賠償義務を負わない。

## 第8条(契約の解除)

26. 乙が下記各号に該当する事情が生じた場合、甲は乙に事前通知することなく直ちに本契約を解除することができる。解除した場合は利用料その他、一切の返却は行わないものとする。
- (a) 本規約に定めるいずれかの事項に違反したとき。
  - (b) 提出済の本人確認書類、または申込時提出の情報いずれかに虚偽の申告が発覚したとき。
  - (c) 利用料金の支払いを1週間以上遅延したとき。
  - (d) 会社更生手続・破産申立・特別清算等その他これに準じる信用不安があったとき。
  - (e) 乙について刑事手続が開始されたとき、または乙に犯罪行為が疑われる場合。
  - (f) 公序良俗に反する行為、その他甲の判断で他の契約者の不利益になると判断した場合。
  - (g) 対象者について、犯収法上の本人確認が完了せず、または虚偽情報の提供が判明した場合で、乙が相当期間内に是正しないとき。

- (h) 乙または対象者が、本サービスを通じて犯罪の用に供したと甲が合理的に判断したとき。

## 第9条(乙からの解約)

- 27. 解約を希望する乙は、契約期間満了日の3ヶ月前までに、甲が定める規定の解約フォームより申請を行わなければならない。
- 28. 当該契約期間中は、原則として途中解約はできないものとし、既払いのサービス利用料金は返却できないものとする。
- 29. 中途解約の場合、理由の如何を問わず既払金の返金は一切行わない。
- 30. 解約手続きが完了した時点で、甲から提供された住所等の全ての使用权は即時に消滅する。
- 31. 乙が本サービスを解約した場合、甲は対象者本人確認代行業務も同時に終了する。ただし、確認記録の保存義務は第25条に従って継続する。
- 32. 契約の解約をした乙は、第10条の責務を実行しなければならない。

## 第10条(契約終了後の義務と無断使用)

- 33. 契約を終了された者(以下、「終了者」という)は、甲提供の本サービスに関わる全てのサービスの利用を直ちに停止し、報告しなければならない。
- 34. 終了者は、表記の訂正・削除・報告を怠り、使用を続けていることが発覚した場合、サービスの不正利用およびサービス料金の未払、利用者債務不履行と判断し、解約時点にさかのぼって正規料金および損害遅延金、違約金5万円を請求するものとする。
- 35. 次に掲げる状況は、実質的にすべて無断使用として前項の料金請求対象とする。
  - (a) 解約や強制解約となっているにもかかわらず、当該住所の移転登記または閉鎖登記を完了しない場合。
  - (b) 個人事業主等で解約後も住所変更や廃業届等の処理完了を示す書類を提出しない場合。
  - (c) 郵便物の転送設定(転送届等)が解除されず、甲に郵便物が届き続ける状況。
  - (d) 対象者が解約後も甲提供住所を発信元・受取先として利用している場合。
  - (e) その他、甲が提供した住所等に乙宛または対象者宛の郵便物や連絡が届く状況を放置している場合。

## 第11条(住所、電話番号、郵便物の利用および制限)

- 36. 乙は、甲の提供する住所、電話番号、郵便物(以下「住所等」という)の利用につき、下記各号を遵守し法令に従って利用するものとする。乙は、対象者にも同等の遵守義務を課す責任を負う。
- 37. 同一名称(屋号・商号)での登録はできないため、申込を断る場合がある。
- 38. 郵便物の受取・転送にあたっては、郵便法に従って、禁止されているものおよび巨大なもの(3辺計170cm以上、もしくは30kg以上のもの)、甲の判断で不可とする郵便物等の受取・転送はできないものとする。海外地域への転送はできないものとする。
- 39. 郵便は甲の元に到着次第、規程の各手数料および実費送料を請求し、支払い確認次第、即時乙に対して甲の指定する郵送方法にて転送する。
- 40. 郵便物の保管期限は30日間とする。支払いが確認できない場合は廃棄するものとする。

41. 郵便物の廃棄について、1ヶ月に40Lゴミ袋を超える量の廃棄が発生する場合、乙は甲に対しその処分にかかる実費を支払うものとする。
42. 郵便物の開封を伴う作業(画像化・PDF化等)を行う場合は、証明が難しいため、中身の状態や品数の過不足について甲は責任を持たない。
43. 郵便物の受取は元払いのみとし、甲は代金引換や着払いの郵便物の受取は拒絶する。
44. 以下の物品・行為は禁止、または受取不可とする。
  - (a) 拠点への直接の郵便物引取り。
  - (b) 甲が受領する前に乙が無断で転送をかける行為。
  - (c) 「1ヶ月分まとめて転送」「日時指定」等の個別対応。
  - (d) 代金引換、着払い、現金書留、特別送達、本人限定受取等が必要な郵便物。
  - (e) 生き物、生物、冷凍・冷蔵品、異臭を放つもの、ゆうパック不可サイズのもの。
  - (f) その他、甲の業務遂行に支障のある物。
45. 乙は甲に対し、想定される宛名(乙自身および対象者の宛名)を事前に申告するものとする。
46. 乙および対象者は、甲より提供された住所等を以下に定める用途に用いてはならない。
  - (a) 住民票・パスポート・免許証等の公的申請に利用すること。
  - (b) アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、ギャンブル・情報販売等のビジネス住所に利用すること。
  - (c) 政治活動、宗教活動、暴力団等反社会的勢力と関わる活動に利用すること。
  - (d) 投資、融資等金融に関わる事業に利用すること。
  - (e) 住所の又貸、転貸と受け取れる利用行為。
  - (f) 公序良俗に反する利用、その他甲が不相当と判断した利用行為。
  - (g) 契約期間外に本サービスを利用すること。

## 第12条(Webサイト上の住所等表記)

47. 乙は、甲から提供された住所、電話番号、FAX番号等を未申告のWebサイトに記載する場合は、事前に甲に通知し承諾を得なければならない。
48. ただし、申告済のWebサイトについて特定商取引法に基づく表記における氏名・電話番号・住所欄に甲提供の住所等を記載する場合は、乙の判断で記載するものとし、甲の承諾を要しない。
49. 対象者個人のSNS・公式サイト等で甲提供の住所等を記載する場合も、本条の規制対象とする。

## 第13条(届け出事項の変更)

50. 乙は、利用届出事項(氏名、連絡先住所、電話番号)に変更が生じた場合は、速やかに甲に対して変更事項の提出・連絡を要する。
51. 対象者の氏名・住居・連絡先等の確認情報に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に通知するものとする。甲は当該変更について再度の本人確認を求めることがある。

## 第14条(権利譲渡等禁止)

52. 乙は、本契約上の地位を、すべて第三者に譲渡・承継はできないものとする。

## 第 15 条(免責事項)

53. 乙は、甲が提供する本サービスにつき、以下の各号の事情がありうることをあらかじめ承諾し、甲はその責任を一切負わないものとする。
- (a) 荷物や郵便物の受け取り、転送に関して遅配、未配が生じること。
  - (b) 電話、インターネット等の通信設備に一時的な不都合が生じること。
  - (c) 甲の地位が第三者に移転すること(合併、売却)。
  - (d) 法令の改正やその他やむをえない事由によりサービスが停止、廃止されること。
  - (e) 自然災害、テロ等の不慮の事故によるサービスの停止を余儀なくされた場合。
  - (f) 甲の提供するサービスを利用する中で、発生した乙の事業に関わる全ての問題。
  - (g) 甲が提携する業者の債務不履行、倒産などにより生ずる全ての問題。
  - (h) 乙・対象者と第三者間で紛議があった場合でも、当該本人間で解決するものとし、甲はその責任を負わない。
  - (i) 本利用規約が消費者契約法第 2 条第 3 項の消費者契約に該当する場合には、甲の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとする。乙の発生した損害が甲の債務不履行または不法行為に基づくときは、甲は当該被害者が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負う。ただし、甲に重過失がある場合に限るものとする。
  - (j) 甲は、民法第 548 条の 4 の規定により本規約や料金などシステムを変更することがある。この変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

## 第 16 条(損害賠償)

54. 乙の故意・過失により、または禁止事項を行ったことにより、甲あるいは他の契約者、その他関わる全ての者が被った直接・間接的な損害について、損害賠償を請求する場合がある。
55. 対象者の行為により甲または第三者に損害が生じた場合、乙は対象者と連帯して損害賠償の責任を負う。

## 第 17 条(甲の責任)

56. 甲は、以下のとおり、その運営を責任をもって遂行する義務を負う。
- (a) 甲は、利用契約締結に当たり法令の定めに従い本人確認を行うこと、その他法令の定めを遵守するものとする。
  - (b) 外部提携先がある場合、適切に連携し、連携が難しくなった場合には速やかに他の提携先を用意するように努める。
  - (c) 郵便物の受取、転送に関して、個人情報の管理の徹底に努め、配送業者に受け渡すまで破損や紛失が無いように努める。万が一の場合には、甲の重大な過失が認められる場合のみ、本サービスの月額利用料金を限度として賠償責任を負う。
  - (d) 本人確認代行業務の遂行にあたり、犯収法および個人情報法を遵守する。

## 第 18 条(遅延利息)

57. 本サービスの利用料金、その他の利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎても履行しない場合は、所定の支払期日の翌日から支払完了の前日までの日数に、年14.6%の利率で遅延利息として、債務と一括して甲の指定する方法により支払うこと。

## 第19条(提供住所利用時の義務)

58. 乙が運営する Web サイト上に甲から提供された住所・電話番号等を掲載する場合は、必ず甲が指定する方法で掲載するものとする。特定商取引法に基づく表記欄においては、甲の提供する住所等を利用する場合は、必ず請求があった場合には遅滞なく開示する旨を記載すること。

## 第 20 条(本人確認代行業務の委託)

59. 乙は、自らが犯収法上の特定事業者に該当し得ることを認識し、所属する対象者に対して犯収法第 4 条に基づく取引時確認義務を負うことを前提として、当該取引時確認業務の実施を甲に委託する。甲はこれを受託する。本項の合意は、犯収法第 4 条第 5 項に基づく取引時確認業務の委託として効力を有する。
60. 乙は、本規約に同意した時点で、前項の委託が成立したものとすることに合意する。甲乙間で別途書面による委託契約を締結することは要しないが、乙が求めた場合、甲は本規約の該当条項を抜粋した書面または電磁的記録を発行する。
61. 本人確認代行業務の範囲は次の各号のとおりとする。
  - (a) 対象者の本人特定事項(氏名・住居・生年月日)の確認
  - (b) 対象者の取引を行う目的の確認
  - (c) 対象者の職業または事業内容の確認
  - (d) 対象者が法人の場合、実質的支配者の確認
  - (e) 犯収法施行規則に定める方式による本人確認書類または電子的情報の受領・検証
  - (f) 確認記録の作成および保存(7 年間)
  - (g) 前各号に付随する業務
62. 甲は、犯収法施行規則に定める方式のうち、甲が運用する方式(eKYC または書類郵送による確認等)により本人確認代行業務を実施する。法令改正に伴う方式変更は甲の判断により行うことができる。
63. 本人確認代行業務の対象は、乙が本サービスの利用主体として登録する全ての対象者とする。乙は、新規の対象者を登録するごとに、速やかに甲の BPO フォームへの誘導を行うものとする。
64. 本人確認が完了していない対象者については、乙は甲提供の住所等を当該対象者の郵便物受取先として利用させてはならない。本人確認未完了の対象者宛の郵便物が甲に到着した場合、甲は当該郵便物の受取を拒否、保留、または返送することができる。
65. 既存の対象者(本規約改定時点で既に乙が本サービスを通じて郵便物受取等を提供している対象者)については、乙は甲が定める移行期間内に遡及的な本人確認を完了させるものとする。期間内に完了しない場合、甲は当該対象者宛サービスの提供を停止することができる。

## 第 21 条(同意取得の代行)

66. 乙は、本人確認代行業務の遂行に必要な範囲において、対象者から取得すべき個人情報の取扱いに関する同意の取得を、甲に委任する。本項の合意は、個情法第 27 条第 5 項第 1 号に基づく委託として効力を有する。
67. 甲は、BPO フォームを通じて、乙のために対象者から以下の事項に関する同意を取得する。
  - (a) 対象者が犯収法に基づく本人確認を受けること
  - (b) 対象者の本人確認情報を甲および乙が取得すること(マイナンバー本体を除く)
  - (c) 甲が取得した情報を、乙の確認記録として乙に提供すること
  - (d) 当該情報を犯収法上の利用目的のためにのみ使用すること
  - (e) 当該情報を犯収法所定の期間保存すること
  - (f) 本人確認に応じない場合または虚偽が判明した場合のサービス停止条件

(g) 保有個人データに関する本人の権利行使

68. 甲は、同意取得時に、対象者本人および乙の担当者宛に同意内容を含む自動返信メールを送信し、両者が同意の証跡を保持できるようにする。
69. 乙は、甲が前項の方法により取得した同意を、乙自身が直接取得した同意と同等に扱うことに合意する。
70. 甲は、同意文言を変更する場合、事前に乙に通知する。同意文言の各バージョンは甲が保管し、乙の求めに応じて開示する。
71. 対象者から同意の撤回または個人情報の利用停止の請求があった場合、甲はこれを受け付けて乙に通知し、両者が協議のうえ対応する。ただし犯収法上の保存義務がある場合は、当該請求にかかわらず保存を継続する。

## 第 22 条(確認記録の帰属および共有)

72. 本人確認代行業務により作成される確認記録は、委託者である乙の犯収法上の確認記録として扱われる。
73. 甲は、本人確認代行業務完了後、確認記録の電子的写しを遅滞なく乙に提供する。提供方法は、甲が指定する電子的閲覧画面(kViewer 等)または暗号化されたデータ提供とする。
74. 甲から乙に共有される情報項目は以下のとおりとする。
  - (a) 氏名、フリガナ、生年月日、住居、連絡先
  - (b) 取引目的、職業
  - (c) 本人確認書類の種類および画像(表裏)
  - (d) 容貌画像(eKYC による確認の場合)
  - (e) IC チップ署名用電子証明書シリアル番号(eKYC による確認の場合)
  - (f) 実質的支配者情報(法人の場合)
  - (g) 確認日時・確認方式・確認担当者
  - (h) 同意取得日時・同意文言バージョン
75. マイナンバー(個人番号)本体は、番号法の規定により本人確認代行業務の対象外とし、甲は乙に対しマイナンバー本体を提供せず、また自らも保存しない。
76. 甲および乙は、それぞれ確認記録を犯収法第 6 条に定める期間(取引終了後 7 年間)保存する義務を負う。
77. 乙は、甲から共有された対象者の個人情報を、犯収法上の義務履行および本サービスの利用目的以外に使用してはならない。

## 第 23 条(捜査機関等からの照会対応)

78. 甲または乙が捜査機関、金融庁、警察庁、その他行政機関から対象者に関する照会を受けた場合、受けた当事者は速やかに相手方に通知する。
79. 両当事者はそれぞれが独立した特定事業者として、自社の保有する記録に基づき、法令に従い遅滞なく照会に応答する。応答の主体は、照会を受けた特定事業者自身とする。
80. 両当事者は、相手方が照会対応を行うために必要な情報の提供を、合理的な範囲で協力するものとする。

## 第 24 条(疑わしい取引の届出)

81. 犯収法第8条に定める疑わしい取引の届出は、甲および乙がそれぞれ自らの判断と責任において実施する。本委託契約の効力は当該届出義務には及ばない。
82. 甲が本人確認代行業務の過程で疑わしい取引を認知した場合、甲は自らの届出義務がある場合は自ら届出を行うとともに、乙に対しても情報を共有する。乙は、共有された情報に基づき、自ら届出の要否を判断するものとする。
83. 両当事者は、疑わしい取引の届出を行ったことを、対象者その他の関係者に漏らしてはならない(犯収法第8条第3項)。

## 第25条(契約終了後の記録保存および責任分界)

84. 本契約が終了した場合であっても、甲および乙は、対象者の確認記録および取引記録を、犯収法第6条および第7条に定める期間(取引終了後7年間)保存する義務を負う。
85. 契約終了後の捜査機関照会対応については、両当事者が協議のうえ対応するものとする。
86. 本人確認代行業務の実施過程における甲の故意または過失により乙に損害が生じた場合、甲は当該損害(直接かつ通常の損害に限る)を賠償する。ただし、甲の賠償責任は、乙が甲に支払った直近12ヶ月分の本サービス利用料金を上限とする。甲の故意または重大な過失による場合はこの限りでない。
87. 乙が甲に提供した情報の誤りまたは遅延により生じた損害については、甲は責任を負わない。
88. 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、本人確認代行業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、eKYCシステムの運用に必要な範囲でのクラウドサービス事業者等の利用、および本サービスの遂行に必要な範囲での外部業者の利用はこの限りでない。

## 第26条(個人情報の保護)

89. 甲および乙は、本サービスおよび本人確認代行業務の遂行にあたり、個人情報法その他関連法令を遵守する。
90. 甲は、対象者から取得した個人情報を、本規約および別途定めるプライバシーポリシーに従って取扱う。
91. 乙は、自社のプライバシーポリシーに、甲との委託関係および対象者情報の取扱いに関する事項を反映するものとする。
92. 対象者から個人情報の開示・訂正・利用停止の請求があった場合、甲および乙は協力して対応する。ただし、犯収法上の保存義務がある期間中は、当該義務を理由に削除請求に応じられない場合がある。

## 第27条(協議・準拠法)

93. 本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。
94. 本サイト・本サービスは株式会社 Lucci の管理下にある。本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

## 第28条(裁判管轄)

95. 甲と乙の間に万が一係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合、本契約に関する一切の事項について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

制定日:2026年6月1日

株式会社 Lucci

〒152-0004 東京都目黒区鷹番 3-6-8 TS ビル 2F

<https://bpo.nawabari.net>